

鶴岡市いじめ防止基本方針

令和5年4月
鶴岡市教育委員会

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向性に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 関係者の責務・役割	2
(1) 市及び市教育委員会	
(2) 学校及び学校の教職員	
(3) 保護者	
(4) 市民	
(5) 児童生徒	
3 法が規定するいじめの防止等への組織的対策	3
(1) 市基本方針の策定	
(2) 市基本方針の内容	
(3) いじめの防止等のための組織	
4 いじめの定義	4
5 いじめの理解	6
6 いじめの防止等に関する基本的な考え方	6
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 地域や家庭との連携	
(5) 関係機関との連携	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	8
1 市基本方針の策定	8
2 市連絡協議会の設置	8
3 市対応委員会の設置	9
4 市再調査委員会の設置	10
5 市の基本的施策	10
(1) 財政上及び人的体制の整備などの措置	
(2) 通報及び相談を受け付けるための体制の整備	
(3) 関係機関等との連携強化	
(4) 保護者への支援	
(5) 幼児期教育の支援	
(6) 人材の確保及び教職員の資質能力の向上	
(7) インターネット上のいじめ対策の推進	
(8) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等	
(9) 広報及び啓発活動	

(10) 学校相互間の連携協力体制の整備	
(11) 市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策の検討など	
(12) 学校基本方針の策定状況の確認等	
(13) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	
(14) 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築	
6 市教育委員会の基本的施策	13
(1) 道徳教育及び体験活動等の充実	
(2) いじめの防止	
(3) いじめの早期発見	
(4) 相談体制及び指導体制の整備	
(5) いじめの防止等のための対策に関する研修の実施	
(6) インターネット上のいじめ対策の推進	
(7) いじめに対する措置	
(8) 出席停止制度の運用等	
(9) 学校評価	
(10) 教員評価	
(11) 学校いじめ対策組織の活動状況の確認	
(12) 学校運営改善の支援	
7 学校の基本的取組	19
(1) 学校基本方針の策定	
(2) 学校いじめ対策組織	
(3) いじめの防止に関する取組	
(4) いじめの早期発見に関する取組	
(5) いじめに対する措置に関する取組	
(6) いじめの防止等に関するその他の留意事項	
8 重大事態への対処	36
(1) 市教育委員会又は学校による調査	
(2) 調査結果の提供及び報告	
(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
別添1 いじめ防止対策推進法	45
別添2 鶴岡市いじめ防止対策の推進に関する条例	55